

令和7年度6次産業化等商品オンライン商談会運営業務委託仕様書

1 委託業務名 令和7年度6次産業化等商品オンライン商談会運営業務

2 業務の目的

大分県産農林水産物を用いた加工品（以下「6次産業化等商品」という。）の商談機会を創出するため、非対面方式によるオンライン商談会を実施し、取扱い事業者（以下「参加事業者」という。）の商談能力の向上と販路開拓・拡大支援を図ることとする。

3 業務内容

販路開拓・拡大に意欲的な参加事業者を対象に、以下の取組を実施する。

（1）オンライン商談会の開催

- ① 商談回数は原則60回以上とすること。なお、回数については参加事業者と食品を取り扱うバイヤー（以下「バイヤー」という。）とのマッチング状況を勘案の上、県と協議して決定すること。
- ② 商談会は原則として、令和7年8月から11月の間で2日間実施すること。商談に要する日数は問わないが、運営上無理のないスケジュールとなるよう、開催時期含め県と協議のうえ決定すること。
- ③ 1回の商談時間は20～30分を目安とすること。
- ④ 商談をする6次産業化等商品は、事前に聞き取り又は裏面表示により大分県農林水産物を用いた商品であることを確認すること。
- ⑤ 事前に参加事業者とバイヤーをマッチングすること。
- ⑥ 参加事業者及びバイヤーが商談しやすいよう、商談会場及び通信環境、パソコン等必要な機材の手配及び設定をすること。なお、参加者が自社または自宅からのオンライン商談参加を希望した場合はそれを認めることとし、県と協議の上で県庁内に参加会場を設けることも可とする。
- ⑦ 商談中は参加事業者がバイヤーに対し、効果的にコミュニケーションがとれるよう適宜フォローすること。

（2）その他業務内容

- ① 企画提案関係書類として、参加を想定するバイヤーのリストを提出すること。
- ② 事務局を設置し、参加受付、書類確認、とりまとめ、商談スケジュール通知等の連絡・調整を県、参加事業者及びバイヤーと適切に行うこと。また、事務局は業務執行の進捗状況を定期的に県へ口頭もしくは書面で報告すること。
- ③ 参加事業者及びバイヤーの募集にあたっては、県や関係機関と連携して募集チラシ等を作成し、より多くの事業者が参加できるよう事業の周知徹底を図る

こと。

- ④ 参加事業者に対しては電話、メール、面談などにより、商談成約に向けたフォローアップ（未返信バイヤーへのフォロー、商談状況の進捗確認等）を実施し、オンライン商談会の開催から2ヶ月後時点での商談成約状況を取りまとめて県へ報告すること。
- ⑤ 参加バイヤーに対しては、オンライン商談会参加後に、商品や商談に対する感想や商談結果に関するアンケート調査を行い、結果を報告すること。

4 実績報告書の提出

業務終了後、実施結果をとりまとめた実績報告書を紙媒体1部及びDVD-ROM1枚で県に提出すること。なお、実績報告書に添付する書類は以下のとおりとする。

- ①オンライン商談会の開催概要
- ②オンライン商談会の参加事業者とその商品一覧表
- ③オンライン商談会のマッチング結果一覧表
- ④オンライン商談会の実施状況の写真
- ⑤参加バイヤーの商品評価アンケート調査結果
- ⑥商談結果の状況（開催～2ヶ月後）
- ⑦その他取組がある場合、その実施結果

5 その他

- （1）委託料には、業務に係る経費（人件費、旅費、材料費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、謝金、保険料等）の一切を含む。ただし、商品見本や資料等の発送経費、オンライン商談における通信料は参加事業者の負担とする。
- （2）受託者は、成果物に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、当該使用許諾等に係る一切の手続きを行う。
- （3）受託者は、業務の遂行に当たって、県と十分な調整を行うこと。
- （4）この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議の上決定する。